

恵庭市基金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年2月16日

恵庭市長 原 田



恵庭市規則第5号

恵庭市基金条例施行規則の一部を改正する規則

恵庭市基金条例施行規則（平成14年規則第13号）の一部を次のように改正する。

| 現行 | | 改正案 | |
|---|---|---|---|
| 第1条（略） （基金の処分） 第2条 条例第8条の規定により予算に定めて基金を処分することができる場合は、基金の種類に応じ、次の表のとおりとする。 | | 第1条（略） （基金の処分） 第2条 条例第8条の規定により予算に定めて基金を処分することができる場合は、基金の種類に応じ、次の表のとおりとする。 | |
| 基金の種類 | 処分の事由 | 基金の種類 | 処分の事由 |
| （略） | | （略） | |
| 特定防衛施設周辺整備調整交付金基金 | 次に掲げる事業に要する経費に充てるとき。 ア はしご付消防ポンプ自動車更新整備事業 イ 子ども医療費助成事業 ウ 公園照明灯改修事業 | 特定防衛施設周辺整備調整交付金基金 | 次に掲げる事業に要する経費に充てるとき。 ア はしご付消防ポンプ自動車更新整備事業 イ 子ども医療費助成事業 |
| （略） | | （略） | |
| 介護給付費準備基金 | 介護保険事業の円滑な実施を図るために次に掲げる場合に要する経費の財源に充てるとき。 ア 介護保険の事業運営期間内の給付費等の変動により生じた財源不足を埋めるための財源に充てるとき。 イ その他介護保険の財政の均 | 介護給付費準備基金 | 介護保険事業の円滑な実施を図るために次に掲げる場合に要する経費の財源に充てるとき。 ア 介護保険の事業運営期間内の給付費等の変動により生じた財源不足を埋めるための財源に充てるとき。 イ その他介護保険の財政の均 |

| 現行 | | 改正案 | |
|------------------------------|--|-------------|-------------------------|
| | 衡を保つために必要な財源に 充てるとき。 | | 衡を保つために必要な財源に 充てるとき。 |
| <u>産業廃棄物 処理施設基 金</u> | <u>産業廃棄物処理施設の整備及び維 持管理並びに当該施設に起因する 環境被害の防止及びその処理に要 する経費に充てるとき。</u> | | |
| (略) | | (略) | |
| 第3条～第5条 (略) | | 第3条～第5条 (略) | |

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。